

## 2. 3 建築物の出入口

### ◆設計の考え方◆

- ・建築物の主要な出入口においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に通過できること、建築物や施設に関する情報が適切に表示されていることが重要である。
- ・高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や援助を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の仕方、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・車いす使用者に配慮して、建築物の出入口においては、段差を設けないことが原則であり、地形等によりやむを得ず設ける場合には、傾斜路や昇降機を設置する。傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性など計画段階で十分に検討を行う必要がある。

### ◆基準◆

#### <建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
(第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	

## 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

### ◆設計のポイント◆

建築物の出入口の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①建築物の出入口は、車いす使用者が通過可能な幅とする。
- ②建築物の出入口には、車いす使用者の通過を妨げるような段を設けない。
- ③出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保する。
- ④戸は、車いす使用者・上肢障害者等が開閉しやすい形式とする。
- ⑤戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ⑥主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。
- ⑦風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機できるスペースが十分確保される大きさとする。
- ⑧視覚障害者誘導用ブロック等は、出入口から受付カウンターやインターホン等の案内設備まで連続して敷設する。但し、視覚障害者誘導用ブロックによらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声による案内・誘導、**人的誘導等がある場合は**この限りではない。

- ⑨風除室にあつては、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設は要しない。ただし、風除室内であっても、方向転換が求められる場合等は、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等により進行方向が分かりやすくなるよう配慮する。
- ⑩夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。
- ⑪床の表面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。
- ⑫建築物の出入口付近に受付カウンターやインターホン・案内板等の案内設備を設ける。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内・誘導等、受付カウンターやインターホン等の案内設備までの視覚障害者の誘導に配慮する。**（小規模な建築物や利用者が特定される建築物で受付カウンター等の案内設備を設けない場合はこの限りではない）**
- ⑬聴覚障害者等の利用に配慮して、建築物や施設の利用案内を適切に表示する。

## （１）寸 法

### ① 有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：有効幅員

- ・出入口の有効幅員の確保にあたっては、ドアの厚みや取っ手の引き残し・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。

### ② 戸の前後に設ける水平な部分

- ・戸の前後に設ける水平な部分は150cm角以上を確保することが望ましい。

## （２）戸の形式

- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。

#### 留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

### ① 自動式引き戸

#### イ 開閉速度

- ・開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。

#### ロ 起動装置

- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するよう配慮する。

#### ハ 安全装置

- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置することが望ましい。

#### ニ 手動式の戸の併設

- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

### ② 手動式引き戸及び開き戸

#### イ 引き戸

- ・手動の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。

#### 留意点：引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

ロ 開き戸

- ・ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望ましい。
- ・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設けることが望ましい。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とすることが望ましい。
- ・戸の前後には車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを十分に設けることが望ましい。

③ 回転戸

- ・回転戸は設けないことが望ましく、もし設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設することが望ましい。

**留意点：回転戸**

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主たる出入口には設けないことが望ましい。高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

(3) 設備・備品等

① 屋根、庇

- ・建築物の出入口には、出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根または庇を設けることが望ましい。

**留意点：車いすによる乗降等**

- ・車いすによる乗降等の場合は、傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

② 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、原則として出入口から受付カウンターやインターホン等の案内設備まで連続させて敷設する。
- ・但し、視覚障害者誘導用ブロック等によらないで視覚障害者が円滑に移動できる案内設備、音声による案内・誘導、人的誘導等がある場合はこの限りではない。
- ・受付カウンターやインターホン等の案内設備前、戸またはマット直前には「点状ブロック等」を3枚程度敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

③ 音声による案内・誘導

- ・視覚障害者の利用に配慮して、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設置することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 I. 1 情報伝達設備 を参照

④ ガラス

- ・ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いものを選ぶことが望ましい。
- ・視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望ましい。

⑤ 玄関マット

- ・玄関マットは、埋め込み式とし、車いすで動きにくいはけ状のものは使用しないことが望ましい。また、杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定するとともに、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮することが望ましい。

⑥ 風除室

- ・風除室内で方向転換するような設計は、避けることが望ましい。方向転換する場合は、視覚障害者誘導用ブロック等により誘導する。

⑦ 取っ手

- ・手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする（パニックバー形式：2. 8 利用居室の出入口 参照）。また、引き戸には、補助取っ手をつけることが望ましい。
- ・床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。

**留意点：取っ手**

- ・握り玉タイプのは、高齢者、障害者等には使いにくいため使用しない。

⑧ インターホン・案内板

- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとする。
- ・聴覚障害者に配慮し、案内板には施設の利用案内が文字表示されていることが望ましい。
- ・案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

**留意点：点字等による案内板**

- ・点字等による案内板を設ける場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内・誘導等を設け、視覚障害者を案内板まで誘導することが必要である。

⑨ 受付カウンター等

- ・建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましい。

⑩ 非常時のための設備

- ・2. 1 2. 1 避難設備・施設的设计標準（3）、（4）を参照。

## （4）仕 上

① 床の材料

- ・風除室内外の建物の出入口周辺の床面は、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。

**留意点：段**

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす利用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、設けないよう注意する。雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設けるものとする。

② 段

- ・段を設けない。

## 2. 3. 2 ソフト面の工夫

### （1）建築物の出入口における人的な対応

- ・建築物の出入口における人的な対応は、2. 1. 3 ソフト面の工夫（1）と同様に、従業員等の適切な配置を行う。従業員が配置される時間を利用者に分かりやすく表示することが望ましい。

## 2. 3. 3 改善・改修のポイント

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下のとおりである。

### (1) 出入口の下枠の段解消

- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因になったり、車いす利用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが望ましい。

### (2) 出入口の戸の改善

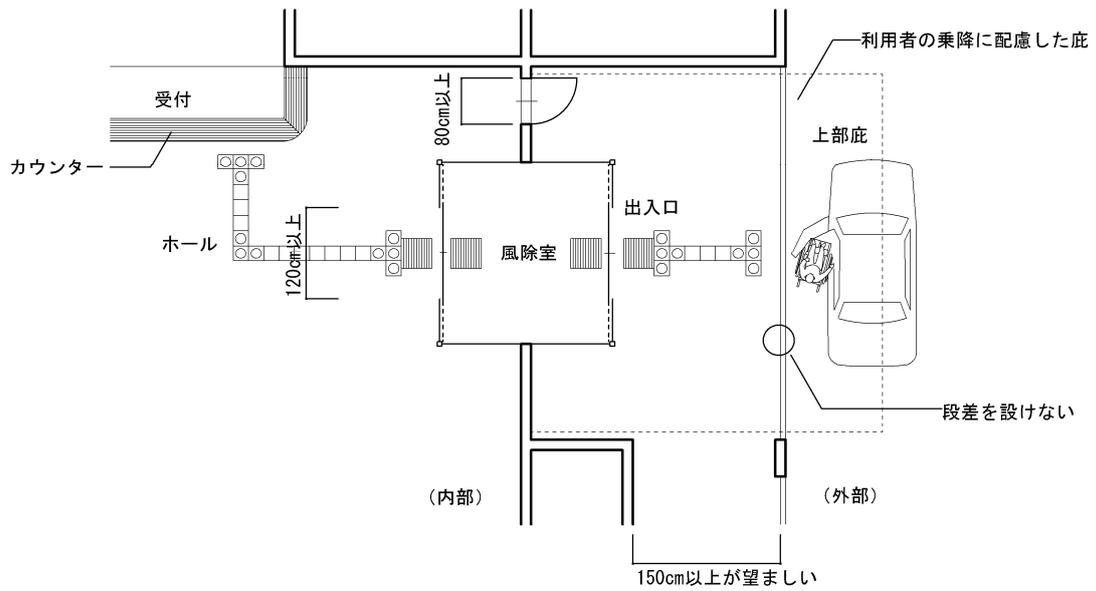
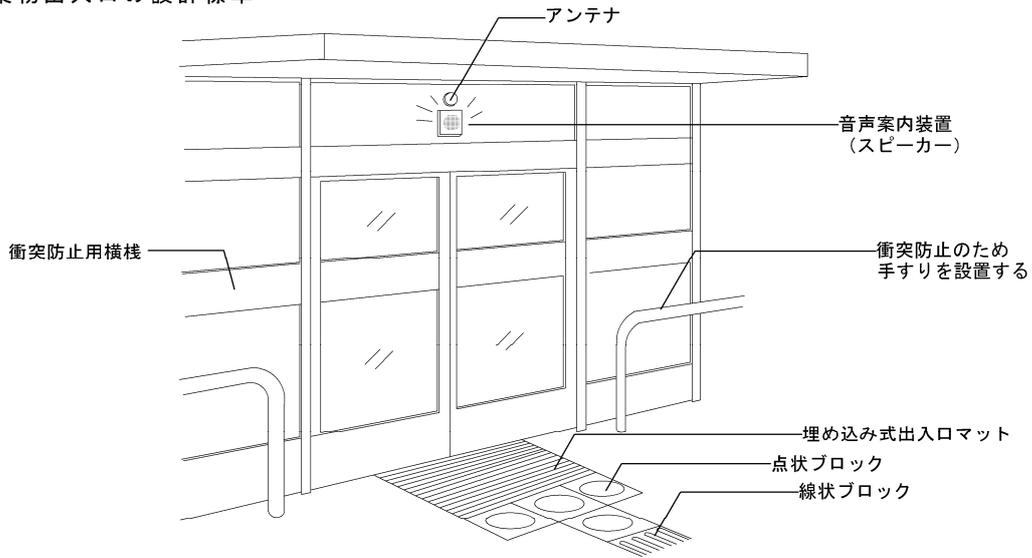
- ・重い開き戸は、高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくい。したがって、自動式引き戸か、手動式引き戸に改めることが望ましい。

### (3) 出入口の幅員確保

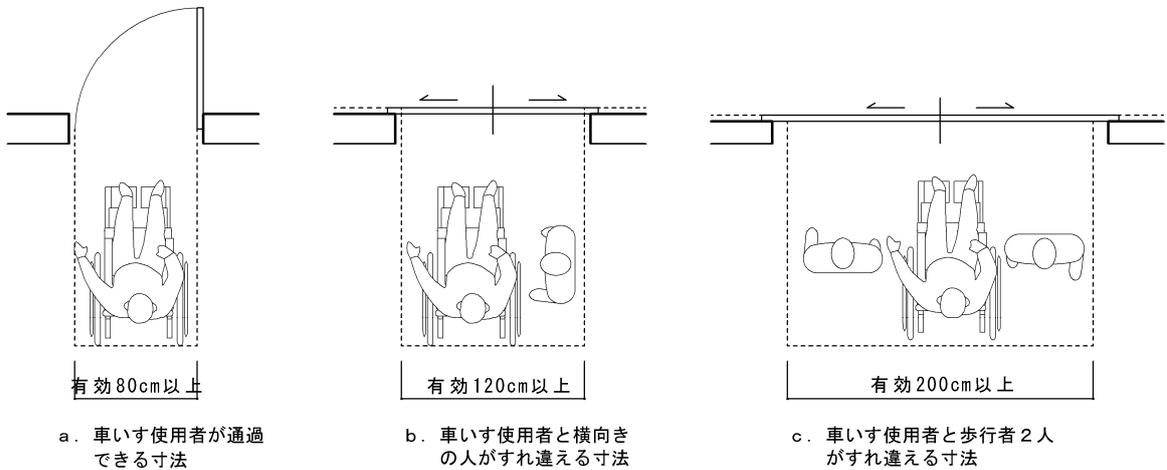
- ・有効幅員80cm以上を確保することが望ましい。

# 建築物の出入口 1

## ● 建築物出入口の設計標準



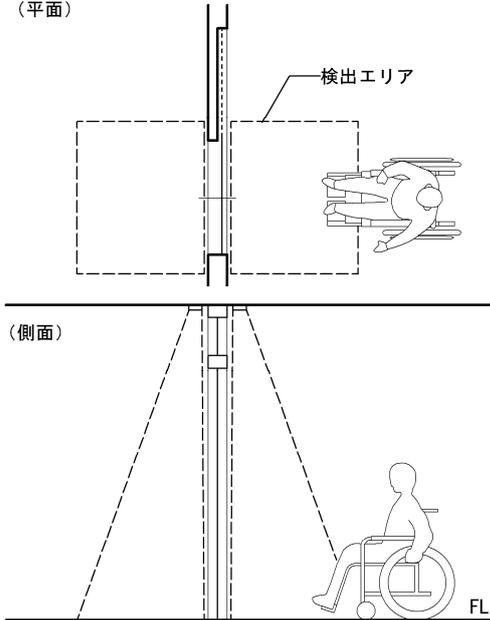
## ○ 出入口の有効幅員



## 建築物の出入口 2

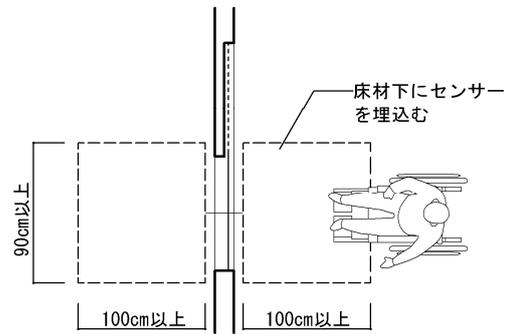
### ● 玄関廻りの設備・備品

#### a. 光線式反射スイッチ (平面)

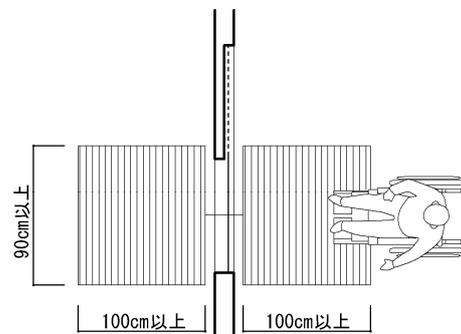


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使用される

#### b. 床埋込センサー式スイッチ

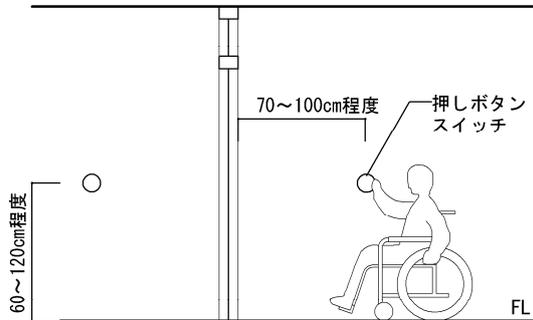


#### c. マットスイッチ

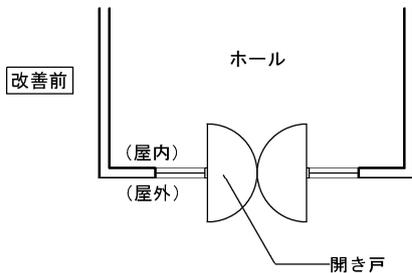


#### d. 押しボタンスイッチ

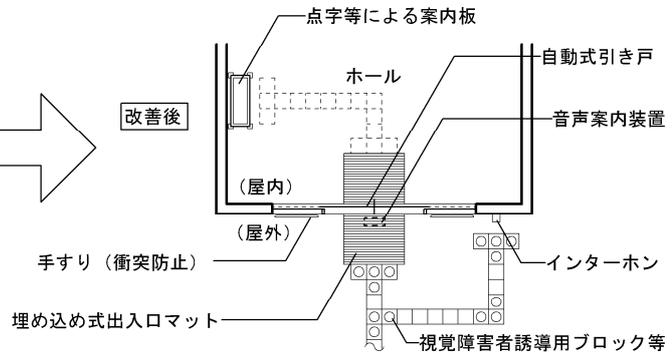
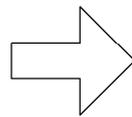
・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



### ● 改善例 1



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

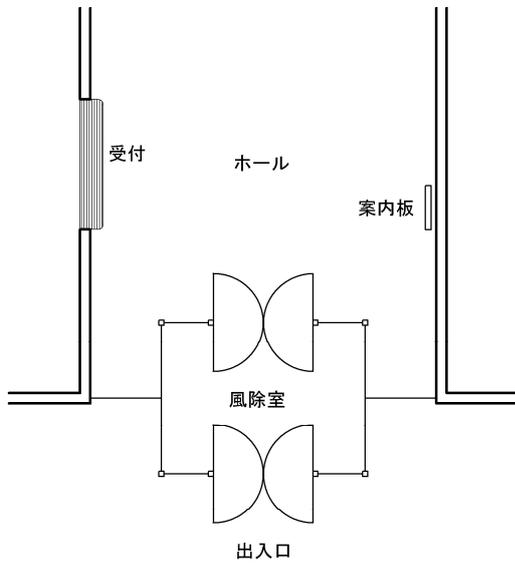


- ・ 出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 点字等による案内板を設置する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ 衝突防止のための手すりを設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

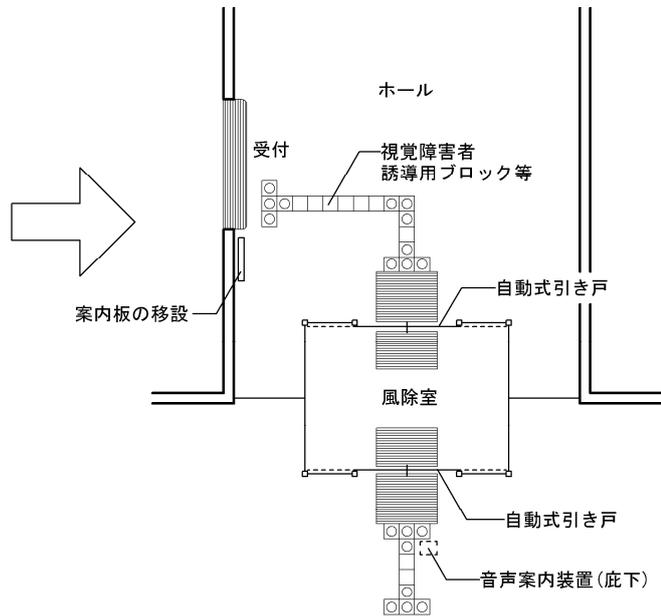
### 建築物の出入口 3

#### ● 改善例 2

改善前



改善後



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・ 受付がある場合

- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 2. 3. 4 設計例



- 出入口まで敷設された視覚障害者誘導用ブロック等、自動式引き戸、段差のない床



- 車いす対応の出入口に設けた自動式引き戸、インターホン